

平成17年4月1日施行

育児・介護休業法の改正ポイント

項 目	H17.4.1から	H17.3.31まで
育児休業の対象者 〔期間を定めて 雇用されるもの〕	次の要件をいずれも満たす場合は対象 ①同一事業所に引き続き1年以上雇用されている者 ②子が1歳に達する日を超えて雇用が継続する見込みがある者（子が2歳になるまでに契約が更新されないことが明らかな者を除く）	対象外
介護休業の対象者 〔期間を定めて 雇用されるもの〕	次の要件をいずれも満たす場合は対象 ①同一事業所に引き続き1年以上雇用されている者 ②介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて雇用が継続する見込みがある者（93日を経過する日から1年を経過する日までに契約が更新されないことが明らかな者を除く）	対象外
育児休業の対象となる子の年齢	次の要件をいずれも満たす場合は1歳6か月に達するまで ①1歳到達日において育児休業をしている ②1歳以降の休業が雇用の継続のために特に必要である場合	1歳に満たない子
介護休業期間・回数	対象家族一人につき、要介護状態ごとに1回、通算して93日まで	対象家族一人につき1回、3か月まで
子の看護休暇	年間5日を限度として取得できる	事業主の努力義務
子の看護休暇の申出や取得を理由とする不利益取扱い	解雇その他不利益な取扱いを禁止	規定なし